

兵庫県  
中小企業者等

中小企業者の皆さんのための  
中小企業ECサイト活用販売支援事業

補

助

金

# 募集要項

令和3年11月24日時点

兵庫県ECサイト活用販売支援事業事務局

# 補助金募集要項

1 補助金の概要 2ページ

2 補助対象者 2ページ

3 補助対象経費 3ページ

4 補助金額及び補助率 5ページ

5 補助件数 5ページ

6 補助対象期間 5ページ

7 申請手続き 6ページ

8 申請書類・添付書類 7ページ

9 お知らせ・お願い 9ページ

# 1 補助金の概要

## ECサイト活用販売支援とは？

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「**月間売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて20%以上減少**」している、「**県内に事業所を有する中小企業者**」が、新たにECサイトを活用して、販売事業に参入することで売り上げ増加に取り組む場合に、その必要な経費を支援することを目的として交付する補助金です。〈よくある質問1〉

# 2 補助対象者

## 補助対象者は？

補助金の対象者は、以下の要件をいずれも満たす必要があります。

(1) 以下の対象・売上・新規の各要件を満たすこと〈よくある質問2-6〉

	内容等
対象要件	① <b>県内</b> に事業所を有する中小企業者〈よくある質問2-2〉
売上要件	② <b>申請前直近月間売上が</b> 、令和元年または令和2年の同じ月と比べて <b>20%以上減少</b> 〈よくある質問2-8〉 例) 令和3年11月に申請される中小企業者： 令和3年10月月間売上額と、令和元年10月、または令和2年10月の売上額を事業計画書【別紙1】(5)に記載して比較してください。  ※令和3年10月が <b>未確定の場合は、確定している直近の月を対象</b> としてください。
新規要件	③ <b>新たにECサイトを活用</b> した販売事業に取り組むこと

### 3 補助対象経費

対象になる経費とは？

補助対象となる経費は、以下の要件をいずれも満たす必要があります。

(1) 以下の経費要件を満たすこと

	内容等
対象経費	①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ②補助対象期間内に発生し、支払が完了した経費 ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) ECサイト開店に至るフェーズにおける経費 (例) <よくある質問3-2>



項目例

① ECサイト出店時初期費用

- レンタルサーバー利用料・ドメイン取得料 等
- モール型EC出店料

② 新商品出品に要する経費

- ストア構築ツール(Web サイト作成ソフト) 購入費・利用料
- 写真撮影経費(外注費) 等

③ 商品発送に要する梱包資材費

- 梱包資材(エア緩衝材、段ボール、販売商品のパンフレット等)

以下のいずれかに該当する場合は、交付対象外となります。

- ・ 補助事業の目的に合致しないもの
- ・ 必要な経理書類を用意できないもの
- ・ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- ・ オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- ・ 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代
- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 不動産取得費用、建物建築費用、株式の購入費、車検費用
- ・ 公租公課（消費税・地方消費税等）
- ・ 各種保証・保険料
- ・ 収入印紙、官公庁へ支払う手数料等
- ・ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 免許・特許等の取得・登録費
- ・ 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 事業に係る自社の人件費、旅費
- ・ 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 4 補助金額及び補助率

補助金額はいくらですか？

補助金は、補助対象経費の内容を確認のうえ、支給します。

- (1) 金額は対象経費（税抜）の1/2以内で、**160千円（上限）**になります。

※補助金申請額の算出にあたり1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。〈よくある質問4-1〉

- (2) 補助金の支給は**1中小企業者につき、1回限り**です。

## 5 補助件数

補助金は何件対象になりますか？

**100件程度**の中小企業者を、**先着順**で受付します。

ただし、令和3年度9月補正予算で議決された予算の範囲内での支給となります。

## 6 補助対象期間

いつから補助対象となりますか？

補助対象期間は、**令和3年10月15（金）**から、**令和4年1月31日（月）**までとします。

## 7 申請手続き

申請に関する手続きやスケジュールはどうなりますか？

以下の手続きによって申請を行ってください。

### (1) 申請スケジュール〈よくある質問7-1〉

	内容等
令和3年10月	<u>事業報告期間</u>
11月	交付決定後 ~2/10 <u>支給期間</u>
12月	報告・確認後 ~3/31
令和4年1月	<u>補助申請期間</u>
2月	<u>補助対象期間</u> 募集開始日 ~12/10
3月	募集開始日 ~1/31

(2) 申請は、令和3年12月10日（金）消印有効、

実績報告は、補助事業完了後30日以内又は令和4年2月10日（木）のいずれか早い日までに到着厳守です。

郵便物の追跡が可能なレターパックライトで必ず提出をお願いします。郵送する前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして、保管してください。申請書類の到着に関する電話でのお問合せには応じかねますのでご了承ください。（郵便追跡サービスをご利用ください）新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はできません。〈よくある質問7-2~4〉

書類のコピーを同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）を裏面などに記載してください。

(宛先) 〒650-8567

神戸市中央区下山手通 兵庫県経営商業課  
兵庫県ECサイト活用販売支援金事務局あて

<郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）>

## 8 申請書類・添付書類

申請書類と、添付する書類は何が必要ですか？

提出いただいた申請書類・添付書類等は返却いたしません。  
もし、必要な書類がある場合は、コピー等で保存をお願いします。

### (1) 交付申請での申請書類

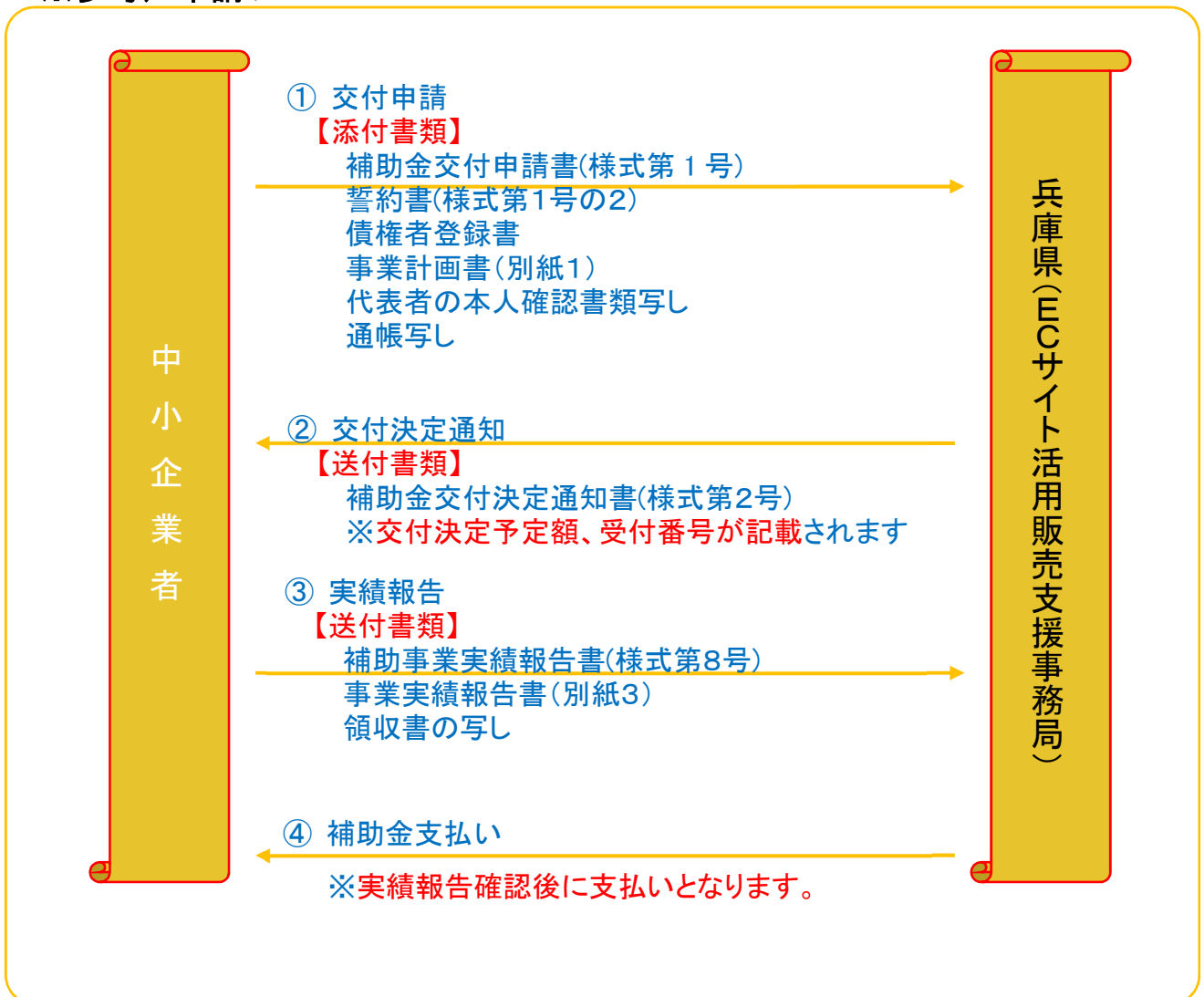
	説明・具体例
補助金交付 申請書(様式第1号)	<p>県が指定する様式に記入してください。 県ホームページからダウンロードできます。</p> <p>URL : <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ecsitekatsuyouhanbaisienziguou.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ecsitekatsuyouhanbaisienziguou.html</a></p>
事業計画書 (別紙1)	
誓約書 (様式第1号の2)	
債権者登録書	
代表者の本人 確認書類写し	<p>【個人事業主の場合】 運転免許証、パスポート（住所欄含む）、健康保険証等の写しで、有効期限内のものをいずれか1つ &lt;住所、氏名、生年月日が分かる部分&gt;</p> <p>【法人等の場合】 登記事項証明書、印鑑証明書の写し</p> <p>※詳しくは、債権者登録書最下段、または注意事項6をご覧ください</p>
通帳写し	<p>振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるものを提出してください。</p> <p>なお、振込希望口座の名義人は、申請者（法人代表者）と同じ名義人にしてください。法人で申請される場合は<b>法人名義の口座</b>である必要があります。</p> <p>法人代表者の個人名義の口座では受付できません。</p> <p>振込希望口座が経理担当者名でしかない場合は、委任状を添付してください。</p>



## (2) 事業実績報告での書類

	説明・具体例
補助事業実績 報告書(様式第8号)	県が指定する様式に記入してください。 県ホームページからダウンロードできます。
事業実績報告書 (別紙3)	県が指定する様式に記入してください。 県ホームページからダウンロードできます。
領収書の写し	A4より小さいサイズの書類は、県が指定する様式に 貼付してください。〈よくある質問8-3〉 県ホームページからダウンロードできます。

### ※参考) 申請フロー



## 9 お知らせ・お願い

### (1) 申請に必要な書類の入手方法

県のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ecsitekatsuyouhanbaisienziyou.html>

### (2) 申請書・事業報告の審査

内容について、事務局から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

### (3) 個人情報・法人情報の利用

事務局が、補助金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください。

(それ以外の目的では使用しません。)

税務署、警察署、保健所などの公的機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、それを提供する場合があります。

### (4) 補助金の返還

補助金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により補助金を受領した場合は、補助金の支給決定を取り消したうえで、全額返還（加算金付き）していただきます。

県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。

### (5) お問い合わせ

兵庫県ECサイト活用販売支援事業事務局

開設時間 午前9時30分から午後5時（土日祝日を除く）

電話番号 078-362-3892